見附市国民健康保険総合健康診断助成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和６年１１月２９日

見附市長　　稲　田　　亮

見附市規則第１７号

見附市国民健康保険総合健康診断助成規則の一部を改正する規則

見附市国民健康保険総合健康診断助成規則（昭和５６年見附市規則第１８号）の一部を次のように改正する。

第１条中「、脳ドック及び骨ドック」を「及び脳ドック」に改める。

第３条第３号を削り、同条第４号中「前３号」を「前２号」に改め、同号を同条第３号とする。

第４条第１項中「提出」の次に「し、又は電子情報処理組織を使用する方法により同様式に記載すべき事項を電子計算機から入力」を加える。

別記様式第１号中「被保険者証記号番号」を「加入医療保険記号番号」に改める。

別記様式第２号中「見附市国民健康保険被保険者証」を「加入医療保険資格情報が分かるもの」に改める。

附　則

この規則は、令和６年１２月２日から施行する。